

飲食店等改修支援事業について

更新日：2020年7月

出水市飲食店等改修支援事業補助金

出水市内の店舗等の改修工事（外装工事を除く）や飛沫飛散感染防止対策を行う方を対象に経費の一部を補助します。

補助対象者

- (1) 出水市内で飲食店等を行っている者で、店舗の改修等をしようとするもの。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 店舗等所有者の同意を得ていること。（店舗等の借主が申請する場合に限る。）
- (4) 改修工事については、市内建築業者が施工すること。
※市内建築業者：個人⇒出水市住民基本台帳に記録されており、市内で事業を営む個人事業主
法人⇒出水市内に本社若しくは本店がある法人

対象飲食業等

市内居住者が、市内で営む飲食サービス業又は宿泊業
（フランチャイズチェーンに加盟する店舗や大規模店舗の内部にある店舗は除く。）

補助金の額（対象経費の30％）

改修工事⇒上限30万円

感染防止対策整備⇒上限10万円

申請添付書類

- (1) 補助金交付申請書(指定様式)
- (2) 所有権を証する書類又は所有権を有する者の同意書(指定様式)
- (3) 工事内訳が記載されている工事見積書の写し
- (4) 工事設計図書の写し
- (5) 現場写真（着工前）
- (6) 市税等に滞納がないことを証する書類（補助対象者及び市内建築業者に係るもの）

対象経費

- (1) 店舗等の改修工事（トイレの洋式化、段差解消工事及び内装工事等をいう。ただし、外装工事を除く。）に係る経費。
- (2) 店舗併用住宅である場合は、店舗部分に係る工事。
- (3) 飲食業等と店舗等を併用した事業を行っている場合は、飲食業等に供する部分に係る工事。

申請時期

- ・必ず着工前に申請してください。着工後の申請は受け付けません。
- ※申請から承認決定まで1週間ほどかかります。
- ・令和3年3月31日までに実績報告が出せる工事が対象となります。

 [出水市飲食店等改修支援事業チラシ\(PDF/159 KB\)](#)

 [補助金交付申請書\(第1号様式\)\(Word/14 KB\)](#)

 [同意書\(第8号様式\)\(Word/13 KB\)](#)

シティセールス課 産業支援係

出水市緑町1番3号2階 電話：0996-63-4040 FAX：0996-63-1331 メール：cs_c@city.izumi.kagoshima.jp
